

2013年4月29日

邦人の皆さま

在アトランタ日本国総領事館

### 米国出入国記録（I-94）の自動化について

米国税関国境警備局（CBP）は、2013年4月30日から、出入国記録（I-94）の自動化システムを段階的に導入することを発表しました。

米国非移民査証（ビザ）を取得している外国人は、これまで米国に入国する際に、入国審査官にI-94フォーム（出入国記録カード）を提出していましたが、4月30日以降は、難民や亡命者などの一部の外国人を除き、空路または海路で米国に入国する場合には、渡航者のパスポート情報を基にCBPが電子的に入国記録を作成することになるため、入国する外国人本人がI-94フォームを提出する必要がなくなります（陸路での入国は従来どおり提出が必要。）。

また、これまで非移民査証（ビザ）入国者の滞在資格などは、入国審査後にパスポートに綴じられるI-94フォーム（出国カード）で立証できていましたが、4月30日以降の自動化により、米国内での運転免許証やソーシャルセキュリティ番号申請などのため出入国記録情報が必要な場合には、CBPのウェブサイト（[www.cbp.gov/i94](http://www.cbp.gov/i94)）から出入国記録情報（番号）を入手することになるとしています。

なお、現在、I-94フォームを所持して滞在する方については、次回の出国時に空港等で同フォームを提出する必要があります。

以上